

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 24 年 10 月 3 日	
開会時刻	午前 9 時 58 分	
閉会時刻	午前 10 時 50 分	
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫	
	長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀	
	長岡 敏彦	
欠席委員名		
署名者	世古 明 福井 輝夫	
担当書記	津村 将彦	
審議議案	議案第 77 号	平成 24 年度 伊勢市一般会計補整予算(第 4 号) 中、総務政策委員会関係分
	議案第 81 号	伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部改正について
	議案第 82 号	伊勢市暴力団排除条例の一部改正について
	議案第 88 号	伊勢市防災行政無線(デジタル同報系)屋外拡声子局整備工事の請負契約について
	議案第 94 号	平成 24 年度 伊勢市一般会計補整予算(第 5 号)
	平成 24 年度 請願第 1 号	所得税法第 56 条の廃止を求める請願
		主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、危機管理課長	
	情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長	
	行政経営課副参事	
	ほか関係参与	

審議結果並びに経過

杉村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に世古委員、福井委員を指名した。

ただちに議事に入り、「議案第77号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第4号)中総務政策委員会関係分」、「議案第81号 伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部改正について」、「議案第82号 伊勢市暴力団排除条例の一部改正について」、「議案第88号 伊勢市防災行政無線(デジタル同報系)屋外拡声子局整備工事の請負契約について」、「議案第94号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第5号)について」、及び継続審査となっている「平成24年請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願」の6件について審査し、「議案第77号」、「議案第81号」、「議案第82号」、「議案第88号」及び「議案第94号」については、全会一致をもって可決すべしと決定し、「平成24年請願第1号」については全会一致をもって不採択と決定した。

また、「主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」協議され、5事業程度を調査することとし、事業の選択は正副委員長に一任すると決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

◎杉村定男委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

世古委員、福井委員の御両名をお願いいたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る9月18日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、「議案第77号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第4号)中、総務政策委員会関係分」、「議案第81号 伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部改正について」、「議案第82号 伊勢市暴力団排除条例の一部改正について」、「議案第88号 伊勢市防災行政無線(デジタル同報系)屋外拡声子局整備工事の請負契約について」、「議案第94号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第5号)」について、及び継続審査となっております「平成24年度請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願」についての6件であります。

また、付託案件の審査終了後、「主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」御協議願うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、委員からの希望があれば随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第 77 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）中、総務政策委員会関係分】

◎杉村定男委員長

それでは、はじめに「議案第 77 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）中、総務政策委員会関係分」を議題といたします。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の 14 ページをお開きください。

「款 1 議会費」を御審査願います。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、款 1 を終わります。

続きまして 16 ページをお開きください。

16 ページ、17 ページの「款 2 総務費」「項 1 総務管理費」「目 1 一般管理費」から「目 18 財産管理費」までを一括審査でお願いします。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、款 2 を終わります。

続きまして 22 ページをお開きください。

「款 3 民生費」「項 5 人権政策費」「目 1 人権政策管理費」を御審査願います。御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、款 3 を終わります。

続きまして 26 ページをお開きください。

「款 5 労働費」「項 1 労働諸費」「目 2 緊急地域雇用対策事業費」のうち「大事業 1 緊急雇用創出事業」「中事業 2 情報通信関連雇用対策事業」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、款5を終わります。

続きまして36ページをお開きください。

「款10 消防費」「項1 消防費」「目5 災害対策費」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、款10を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。10ページにお戻りください。

次に歳入の審査に入ります。歳入の審査は款単位でお願いいたします。

10ページ、11ページの「款15 国庫支出金」を御審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款15を終わります。

次に「款16 県支出金」を御審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御発言もありませんので、款16を終わります。

次に「款18 寄附金」を御審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款18を終わります。

次に「款20 繰越金」を御審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款20を終わります。

次に「款 21 諸収入」を御審査願います。御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款 21 を終わります。

次に 12 ページから 13 ページにかけて「款 22 市債」を御審査願います。御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款 22 を終わります。

以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の 1 ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。条文の審査は条文一括で審査をお願いいたします。御発言はありますか。

(なし) と呼ぶ者あり。

◎杉村定男委員長

以上で議案第 77 号の審査を終わります。

それでは、討論を行いたいと思いますが、討論はありますか。

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 77 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補整予算第 4 号中、総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって「議案第 77 号中 総務政策委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 94 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補整予算 (第 5 号)】

◎杉村定男委員長

次に審査の便宜上、「議案第 94 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補整予算 (第 5 号)」

を議題といたします。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

追加されました補正予算書の10ページをお開きください。

「款2 総務費」「項1 総務管理費」「目18 財産管理費」を御審査願います。御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

ここの部分で庁舎津波浸水対策事業ということで、ちょっとお聞きします。

こちらのほうは浸水部分の本館の部分で0ないし1メートル、東庁舎1ないし2メートルということで、そのエネルギー棟の新築ということでございましたが、ここの部分は3階建てということでございます。

で、もう一度確認なのですが、非常用発電機を設置するのは何階に設置して、階高が何メートルかという部分をちょっと再確認させてください。

◎杉村定男委員長

管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

3階建てで、階高が約3メートルから3.5メートル、それと2階部分に非常用発電装置を置こうというふうに考えております。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

3メートルから3.5メートルということでございます。

ということで、津波がたとえ1ないし2メートルであってもいいということの見解ということでしたので、そちらについては以前の委員会の時にも申しましたが、今の発表されている浸水深からいくと、市はこれを採用したいということでございましたので、それは良しとしてもですね、一応他に確認させて欲しいのですが、消防用ポンプ3基となっております。

これはどういうポンプ、3基の内訳をちょっと教えていただけますか。

◎杉村定男委員長

管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

まず1つが東庁舎のほうの駐車場に泡消火器がありますので、そちらの泡用のポンプ

が1つ、それと普通の水消火用が1つ。それとこちらの本庁舎のほうの消防の水の消火用が1つ、合わせて3基ということでございます。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員
了解です。

すると東庁舎に泡消化と水の普通の消火栓があるということでございますね。

この水は屋内消火栓かと思えますけれども、それとこの消火用のポンプですね、これは2階に設置するのでしょうか。

◎杉村定男委員長
管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

これも新しく設置させてもらいます2階部分に設置予定でございます。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員
はい、分かりました。

それとあと参考にお聞きしたいのですけれども、防火水槽は地下の部分に設置するというので、何トンかを計画してみえるのですか。泡と水とそれぞれ分けて、それとも一緒に設置するのですか。

◎杉村定男委員長
管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

泡と水は別々です。

ちょっと待ってください。今、資料のほうを。

すみません、水の水消火は受水槽のほうの水を利用してということで、12トン程度というふうに考えております。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

受水槽を利用するということは、飲料用の水を利用するということですか。

◎杉村定男委員長

管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

はい、そうです。消防用の水と飲料用の水を併用ということで、非常時の場合には飲料水のほうから水を出すということでございます。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そうすると、飲料用の水。

◎杉村定男委員長

建築住宅課長。

●中上雅弘建築住宅課長

飲料水用と消火栓用は別々の水槽でございます。兼用はいたしません。以上です。

◎杉村定男委員長

訂正ですね。

福井委員。

○福井輝夫委員

訂正されたからよかったですけれども、飲料用ですと地下へ置くことはできませんし、点検の関係で地上に置かなければいけないというようなこともありますので、そのへんで位置的なものとかかなり厳しいものが出てくるのではないかなと思ったものですから、そうすると地下へ置くということですね。

泡は何トンか今、お聞きしていませんが。

◎杉村定男委員長

管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

現状と同程度と考えていますけれども、今ちょっと資料がありませんので何トンか分かりません。すみません。

◎杉村定男委員長
消防長。

●大西邦生消防長

今御指摘の泡消火設備、そして水、要は屋内消火栓でございます。

その水量を今、議論されておりますけれども、これは消防法で全部、消防法施行規則等々でそのポンプの能力、当然カバーすべき階数、それから設置個数、そうしたものを勘案して法令で決まっておりますので、それで計算をして必要な水量プラス当然余裕を見てということになりますので、今私共のほうと予防課のほうと今後、担当の者と詳しく詰めていかなければならないと考えておりますので、そういうところで御理解いただきたいとこのように思います。以上です。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

はい、分かりました。

最後に、この建屋が建つことによって、今駐車場の部分に建屋が建つと思うのですがけれども、何台分くらい駐車スペースが減るのか、そのへんを把握していたら教えてください。

◎杉村定男委員長
管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

現状のままいきたいのですがけれども、いけるように1階部分を上げて駐車スペースを造りたいと思っておりますけれども、どうしても柱の部分がありますので、2、3台程度は駐車できなくなる可能性があるというふうに考えております。

◎杉村定男委員長
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、款2を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

8ページにお戻りください。

次に歳入の審査に入ります。

歳入の審査は款単位でお願いいたします。

8 ページ、9 ページの「款 20 繰越金」を御審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款 20 を終わります。

次に「款 22 市債」を御審査願います。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、款 22 を終わります。

以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の 1 ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括で審査をお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で「議案第 94 号」の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 94 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補整予算（第 5 号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって「議案第 94 号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

〔議案第 81 号 伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部改正について〕

◎杉村定男委員長

次に条例等議案書の 1 ページをお開きください。

1 ページから 3 ページにかけての「議案第 81 号 伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部改正について」を議題といたします。

御発言はありますか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと教えてください。

いわゆる災害対策基本法が一部改正されたことによって、今回の条例の一部改正ということで提案されているのですが、大きな点がいわゆる防災会議の所掌事務のところが変わっているわけですが、(3) ですね。

改正後。「市長の諮問に応じて」というふうに変えるのですが、今までは市長の諮問という言葉がなかったわけでありますが、これはおそらく基本法のバックグラウンドと言うのですか、そういう背景があってそういうふうに変えられたと思うのですが、そこらへんの根拠付けと言いますか、法律からこう流れてくるというような形はどうなっているのかということだけちょっと教えてください。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するという文言につきましては、今、委員が仰られたように災害対策基本法の一部が改正されたことにより、この条例を改正するというものでございます。

流れとしましては、内閣府のほうから県のほうに通達がいりまして、県から市のほうへその改正の、法律の運用についてということで通達がされているということで、それに基づいて条例の改正をさせていただくというようなことになっております。よろしくお願いたします。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ありがとうございます。流れがよく分かりました。

これ、前は市の地域に係る災害が発生した場合、情報収集ということも入っているのですが、そうすると今度改正後、市長が諮問しないとやらないということになるわけで

すね。解釈として。

そうしますと、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すると、今度入っているわけです。それからその次に2条の4項で市長に意見を述べるができるということで、いわゆるあくまで市長が動かないと、動くのは当たり前ですけれども、そういうふうな受けの形の条例改正になっている、そこらへんはどのようなのですか、考え方として。

法律自体がそういうふうにしるというふうに変ったのですか。

◎杉村定男委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

◎杉村定男委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

総務部長。

●藤本亨総務部長

大変失礼をいたしました。

この法が改正された背景におきましては、災害が起きた時の実情として、災害発生時に特に応急対策の段階におきましては、地方の防災会議で情報収集など対処を行うよりも、市町村の対策本部において一元的にそれら进行处理するほうが望ましいと、そういう実態もありますことから、法が改正されたという経緯がございます。

そのために市町村のほうに、市長のほうに権限と言いますか、市長のほうの対策本部において一元的に、そういう防災会議に対していつでも諮問をして処理ができるようにというような背景があって、今回改正がされたというものでございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

よく分かりました。了解します。

もう1つだけ。いわゆる情報収集も重要事項の中に包括されるというふうに思っているのですが、それはそれでよろしいのですか。それだけお答えください。

情報収集というのが改正前に入っていますので。重要事項ですのでそれも当然入っているという解釈でいいと思うのですが、いかがですか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居涉危機管理課長
その通りでございます。

◎杉村定男委員長
他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長
御発言もありませんので、議案第81号の審査を終わります。
それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長
討論を終わります。討論なしと認めます。
お諮りいたします。「議案第81号 伊勢市防災会議条例及び伊勢市災害対策本部条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長
御異議なしと認めます。
よって議案第81号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第82号 伊勢市暴力団排除条例の一部改正について】

◎杉村定男委員長
次に6ページをお開きください。
6ページから7ページにかけての「議案第82号 伊勢市暴力団排除条例の一部改正について」を議題といたします。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、議案第 82 号の審査を終わります。
それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第 82 号 伊勢市暴力団排除条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって議案第 82 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 88 号 伊勢市防災行政無線（デジタル同報系）屋外拡声子局整備工事の請負契約について】

◎杉村定男委員長

次に 53 ページをお開きください。

53 ページから 54 ページにかけての「議案第 88 号 伊勢市防災行政無線（デジタル同報系）屋外拡声子局整備工事の請負契約について」を議題といたします。

御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

こちらを見せていただきますと、入札者は 1 社のみということになっておりますが、この入札案件に関して、今伊勢市のほうでいろいろ基準があると思えますけれども、入札が可能であろうと思われる会社は何社ほどあるのでしょうか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

当初、22 年度にこの事業を行うに当たりましては、6 社に対して見積徴取を行いました。

そのうち 3 社のほうから入札がありましたことから、そういった会社は対応していただけるものというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

それでその3社、可能な6社のうち22年度は3社あったということですがけれども、今回入札を求めた場合、1社しか応じるところがなかったという解釈でよろしいのですか。

◎杉村定男委員長
危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

結果的に1社だけの応札であったということです。よろしく願いいたします。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

1社ということになりますと、相手の思う金額のみが採用されるという格好になるのかと思うのですよね。

やっぱりそういう場合、1社しか出てこなかった場合、その入札、伊勢市が相手の入札可能などところということは、指名願いとつかさずそういうものを出してないところは入札できないと思うのですけれども、それはそれで間違いないですね。

◎杉村定男委員長
管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

伊勢の場合、入札参加の場合は入札参加資格というのがありますので、伊勢のほうに登録をしてある業者が参加資格があるということで、登録外の業者は参加できません。

以上です。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

その場合、いろんな入札に関係すると思うのですが、今回に限らずですね、入札に応じたところが1社しかなかった場合、その参加資格があるのをもう少し広げるとか、再度参加資格を他の地域に求めるとか、その地域を広げてそういう部分をもう少し、何と云うか、参加の会社を広げると云うか、そういうことはされないのでしょうか。

◎杉村定男委員長
管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

伊勢の場合、まず入札をさせてもらう場合に、市内業者さん優先ということで、市内業者で5社程度の参加がある場合に一般競争入札で、市内の案件でさせていただきます。

市内で5社が見込めない場合は、市内から市外、市外から県外と、全国発注というふうに広げさせてもらっています。

入札の案件はそこで決められることでありまして、市内のほうで限定をして、結局1社しかなかったということでも、入札としては成立していますので、そこで駄目と言うことはできませんので、業者さんがその案件の中を見て、精査をして、儲かると思ったら入札してもらえますし、儲からないと思ったら入札されないということで、1社だけの入札でもそれは入札として成立ということで、その落札というふうに決めさせてもらっています。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

その考えは分かります。確かにこちらの予定金額内にあったということもあり、それとその入札がそれに応じて問題なかったということであれば、それはそうだと思うのですけれども、市のいろんな金額面でやはり、1円でも安いものをと、個人が買物をする場合でも絶対比較しますから、そういう面では市内、市外、そういう部分で1社のみだったからというのではなくて、例えば県外にでもこういう大きな仕事に関して、何億という仕事ですから、結構県外にもそういう関連業者はあると思います。

そういう部分でもう少し広げるべきだと私は思っているのですけれども。

それと最近、電子入札というような部分も出ておりますけれども、そういう部分での取り組みはされないのですか。

◎杉村定男委員長
管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

まず1点目ですけれども、この本案に関しましては、当初から全国発注ということでさせてもらっています。

というのは、市内業者ではこういう業種では難しいというところで、全国のほうに発注をさせてもらっています。

ということで、全国以上に範囲を広げるとなると、全世界になってきますので、そういうことは可能ではないということで、現実的ではないということで、全国発注にさせ

てもらっています。

それと電子入札のほうですけども、基本的には電子入札の場合、認証CDというものが要ります。

認証CDのほうを持っている業者さんだけの入札の場合は、電子入札でさせていただいていますけれども、全国発注になりますとCDを発行するのに5千円頂いておりますので、年に1回だけの入札でそれをわざわざ買ってくださいというのも大変ですので、こういう場合は紙入札ということで対応させてもらっています。

以上です。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そうすると今回のこれは全国発注ということで、全国に窓を広げてやったということなのでですね。分かりました。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、議案第88号の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。「議案第88号 伊勢市防災行政無線（デジタル同報系）屋外拡声子局整備工事の請負契約」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって議案第88号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【平成 24 年度 請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願】

◎杉村定男委員長

次に「平成 24 年度 請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願」についてを議題といたします。

本件につきましては、平成 24 年 6 月定例会において、当委員会に審査付託を受け、継続審査となっているものであります。

ご発言はありますか。

浜口委員。

○浜口和久委員

この請願でございますが、前回から継続となっております、いろいろな形で私なりに考えをまとめさせていただきました。

これは請願人の請願要旨といたしまして、所得税法第 56 条は日本国憲法の法の下での平等、それから両性、男女ですね、の平等、それから財産権などを侵していますというふうに書かれているわけなのですが、最高裁判所の中での判例がございまして、その時には同法 56 条の立法目的は正当であり、同条がその要件を定めているのは適用の対象を明確にし、簡便な税務処理を可能にするためであって、立法目的との関連で不合理であるとは言えない。つまり、違憲ではないと。

また、このことに同条が必要経費算入等の措置を定めていることを合わせて考えれば、同条の合理性を否定することはできないと言うべきものであるということ、結ばれております。

それからまた、57 条の部分ですかね、税法上これ、青色と白色というふうな部分がございまして、青色申告にすれば給料を経費に算入することができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しているというふうなことでございました。

こちらも 56 条、57 条のとの整合性についても、57 条の定める場合に限って 56 条の例外を認めることについては、それが著しく不合理であることが明らかであるとは言えないとして、56 条の適用を誤ったものでなく、憲法 14 条 1 項ですか、法の下での平等というふうな部分について違反するものではないというふうに結論付けられております。

つまりは、青色と白色で差をつける制度、これも矛盾をしていないというふうな形で結ばれております。

それと前回の時にちょっと世古委員のほうから言われていまして、三重県にもこれと同趣旨の請願が採択されたということでありまして、三重県に出された請願は 2 回出されておりました、1 回目は所得税法第 56 条の廃止を求める請願ということございまして、それは取り下げられて、これ、伊勢市に出ているのとまるっきり、「てにをは」が違う程度で本当に同じ文言でございました。

それを取り下げて今度また、2 回目に所得税法第 56 条の見直しを求める請願ということ出されております。

紹介人のお話では、同趣旨であるということ、ここにも資料があるのですが、所得税

法第 56 条の廃止等の決議、これをしていただいた自治体はこれだけありますよということで、資料をいただいているのですが、ここらへんがちょっとニュアンス的に私は違うのではないかなというふうな形で思っております。

しかし最近、何と言うのですか、昔この法律ができた頃から言いますと、家族のあり方とかライフスタイル、そして男女共同参画なんかも進んでおりまして、女性の社会進出も進んでおります。

こういうところから見ますと、規定の見直しを検討していく必要性、これについては私も否定するものではないのですけれども、ただ所得税法 56 条の目的と 57 条との関係も踏まえた中で、慎重な検討が必要なのではないかなというふうな形では思います。

従いまして、この最高裁の今現在、判例が出ているというふうな状況もありまして、直ちに所得税法 56 条を廃止するべきとの考え方には、私は賛成ができないというふうな形で考えを持っております。

よってこの請願については、私、今ここの場で反対というふうな立場で意見を述べさせていただきます。以上です。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私も前回継続になっているので、また継続ということはどうかと思いますので、今日は結論を出したほうがいいのではないかとまず思っています。採択か不採択か。修正はありませんから。

それで、今浜口委員のあれと大体同じ考え方なのですが、まずとてつもなく大きなことです。所得税法の廃止を求めるということが国の立法権の問題ですので、正直に言いまして地方議会が意思決定するのはいささかどうかなという気は正直、いたします。

非常に判断が難しいです、やっぱり。高度な問題ですので。

そういうことをずっと私もいろいろ調査をさせていただきました。

今、浜口委員から県の状況が、そうですね、1回は取り下げて、見直して出して採択されたのかな、そういう県は採択しているという状況でございます。

私も県下の状況、他所がやっているからどうやこうやということは毛頭ございませんのですが、ちょっと参考までに調べさせていただきましたのですが、いなべが去年の 12 月議会でやっぱり不採択です。いなべ市。

鈴鹿も去年の 3 月定例会で不採択です。個々の内容はよく分かりません。白か黒かと言うのですか、採択か不採択かで聞かせていただいた。

松阪も 22 年に出されて不採択です。

志摩も 23 年の 3 月定例会で不採択です。

県が、今浜口委員が言われたように 21 年ですね、平成 21 年に採択をされています。これはやっぱり廃止というのではなく、見直しを求める請願ということで、内容で採

択をされている。

これが県下の状況です。ですが県下の情勢だからこれはどうこうということはありませんけれども、参考までに今そういう状況でございます。

私もこの請願の願意、いわゆる説明理由を何回も読ませていただくのですが、ちょっとやっぱりついていきにくい、理解がしにくい面も正直ございます。

ただ、私は青色と白色申告の矛盾というのは、私は一部請願説明であった、指摘されているようなところはあると思います、私は。

それとやっぱり欧米の制度というのですか、必要経費をどうこうという欧米の、これも書かれています、これも納得と言いますか理解が一部できます。

それから家族従業員への労働に対する適正な評価がどうかというようなことも、今の時勢と合わせると私は理解できる、評価ができるというふうに思いますが、今申し上げましたように請願は修正がありませんので、採択か不採択かということになりますと、伊勢市議会としての議会の団体の意思を決定するのは非常に重いと考えますし、現行の法律ができて背景、今、最高裁の判例も述べられましたけれども、そういうことを縷々考えますと、結論を出すべきだと思いますので、私も不採択せざるを得ない、こういうふうに考えています。

◎杉村定男委員長

ありがとうございました。

他にございませんか。

長田委員。

○長田朗委員

今、浜口委員と佐之井委員からも説明がありましたように、私も同じ意見でございます。

この前、6月の委員会でもいろいろ発言をさせていただいたのですが、いろいろ調べてみた結果、本当に今回の所得税法を廃止しなければいけないような重大な基本的人権の侵害とか憲法違反というのは感じることはできなかったと。

社会情勢の変化等はあって、いろいろなことで考慮しなければいけない部分はあるけれども、それが廃止をしなければいけない意見書を出すには至らないというふうに思いましたので、私も今回、不採択というふうな気持ちでここへ来させていただいたということを述べさせていただきます。以上。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

よろしいですか。

ご発言もありませんので、以上で請願第1号の審査を終わります。

続きまして委員間の自由討議に移りたいと思いますが、御発言はありますか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

長田、浜口、佐之井と発言させていただいた、不採択ということなのですが、あの方にはちょっとよく分かりませんので、継続がいいという人もいるかも知れません。

そこらへんはどうですか。ちょっと確認しておいたほうが。

◎杉村定男委員長

それは休憩時間を取ってから確認を取らせてもらいます。

続いて討論を行いたいと思いますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

ないようですので、討論を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 45 分

再開 午前 10 時 48 分

◎杉村定男委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

お諮りいたします。

「平成 24 年 請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願」について、採択すべしと決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立なし)

◎杉村定男委員長

起立なしと認めます。

よって「平成 24 年 請願第 1 号」につきましては、不採択とすべしと決定いたしました。

以上で当委員会でご審査いただきます案件は審査を終わりました。

お諮りいたします。委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

そのように取り計らうことに決定いたしました。

それでは引き続き、「主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御協議願いたいと思います。

本件につきましては、去る平成 23 年 7 月 13 日に開催されました第 23 回議会改革特別委員会におきまして、施策に対するチェック機能の強化について協議がなされ、平成 24 年 2 月 27 日の 3 月定例会で第 3 回中間報告において報告されたものであります。

内容といたしましては、主要な事業に関して毎年度、10 月から 11 月に常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況について報告をしてもらうこととしており、どの事業を対象にするかについては、各常任委員会で決定することになっているものであります。

本日、御協議いただきますのは、どの事業を報告の対象とするかについてであります。御発言はありますか。

長田委員。

○長田朗委員

消防の新庁舎がいろいろ進んでいると思うのですがけれども、現在その進んでいる状況とか、やり始めて新たな何か壁と言いますか、進むのが難しい時点がないかとか、それとかソフト面でこの前、視察に行きましたように防災教育の面でいろいろな施設がありましたので、その点等でいろいろお考えがあれば、報告できることがあればお願いしたいと思います。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

お諮りいたします。

ただいま長田委員から御発言いただきました他に、主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況の報告等につきましては、5 事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選択につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

そのように決定いたしました。

なお、本件につきましては、継続調査事項として 9 月定例会の最終日に上程をする予定でございます。

以上で御協議いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 50 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員

休憩 午前 10 時 20 分

○佐之井久紀委員

市長の諮問というのを今度、入れるわけやな。所掌事務に。

そうすると今までは市長の諮問というのではないわけです。これで諮問ということになると、市長が防災会議へ諮問して動くという形になる。それから情報収集というのがこの改正後の3項の重要事項を審議するという事に含まれると思うのですが、そこらへん、この法律の改正から県へ来て、県から流れは分かりましたのですが、そういう基本的なことは法律でどう変えられているのですか。そういうことです。

再開 午前 10 時 22 分

休憩 午前 10 時 45 分

◎杉村定男委員長

今、3名の方から意見をいただきましたが、継続ということで審査をいただいておりますので、継続の考えを持たれている方はございませんか。

ありませんか。じゃあ、このまま採決に入ってもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

採決のほうは起立採決でお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

再開 午前 10 時 46 分